

登録取消・一時停止要件の主な該当例について

以下は、エアバッグ類車上作動処理業務規約「第7条第1項」に該当する主な例です。

本条項に該当した場合、車上作動処理委託契約業者としての登録が取り消される、または車上作動処理業務が一時停止されることがありますので、内容を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

登録取消・一時停止要件	主な該当例
第7条（登録の取消し、業務停止等） 1. 加入事業者は次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、自再協は当該加入事業者としての登録を取り消し、または期間を定めて当該加入事業者の車上作動処理業務を一時停止することができるものとします。	
(1) 本規約の各条項及び別紙「車上作動処理における遵守事項」（以下「別紙」といいます）に定める条件に違反し、相当の期間を定めて是正を促しても是正しないとき ※1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 車上作動処理実施責任者が業務管理をしていない。また、最新の情報について担当者に教育を実施していない。 ■ 車上作動処理作業前に車台詳細情報を確認していない。 ■ 自動車メーカー等が提供する「適正処理情報」等に記載している安全な車上作動処理の作業手順・作業方法を守っていない。 ※不適正な作業手順・作業方法の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ ドアを閉めガラス等の飛散防止をしていない。 ・ 通電時の距離確保と遮蔽物の設置をしていない。 ・ エアバッグ類を車台から外し、シートの上等で作動処理をしている。 ・ ハーフカット等がされた車台を作動処理している。 ※2 ■ 基本的に車上作動処理を行っていない（取外回収を行っている）。 ■ 本規約に基づいた業務を第三者（自社の役員及び従業員でない者）に実施させている。 ■ 監査等で改善指摘があった場合に改善報告の提出を行わない。
(2) 申込書の記載内容に虚偽があったとき	■ 事業者/事業所情報の記載に虚偽がある（例：虚偽の事業所住所等を申請していた場合）。
(3) 車上作動処理実施の報告内容に虚偽があったとき	■ 使用済自動車のエアバッグ類を車上作動処理していないのに、（管理台帳に実績記録を記入し）エアバッグ類の引渡報告をしている。
(4) 車上作動処理の実施にかかる情報を記録していないとき	■ 管理台帳を作成していない（記入状況や記入内容に不備がある場合も含む）。
(5) 自動車リサイクル法もしくは関連法令に違反したとき、または、そのおそれがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ エアバッグ類単体、またはエアバッグ類が未処理のハーフカット車台等について以下の状況が生じた。（生じる可能性が高い場合も含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 車上作動処理を行わず破碎工程に引渡した。 ・ 未作動のまま転売（輸出）した。または転売（輸出）目的で保管していた。 ・ 未作動のものを購入した。 ■ 解体業の許可を受けている敷地内で、第三者が不適正な解体行為や、未作動エアバッグ類の保管を行っていた（名義貸し、場所貸し）。 ■ 関連法令（廃棄物処理法等）に違反した。
(6) 自動車リサイクル法第66条に基づき解体業者の許可取消もしくは業務の停止等の処分または類似の処分を受けたとき	■ 自動車リサイクル法第66条に基づき解体業者の許可取消もしくは業務の停止等の処分または類似の処分を受けた。
(7) 継続的に車上作動処理の実施及び引渡実施報告がないとき	■ 12ヶ月連続して車上作動処理の実績がない。
(8) 車上作動処理業務を適切に行うことができないと認められる事由が生じたとき	■ 他車の未作動エアバッグ類を混入したまま、破碎工程へ引き渡し、または引き渡そうとしている（引き渡され得る状況にある場合を含む）。
(9) その他車上作動処理加入登録を継続しがたい重大な事由が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査等の業務調査受け入れを拒否した。 ■ 監査等で「報告書兼確認書」の取り交わしを拒否した。 ■ 監査等で暴力・威嚇等を行った。 ■ 監査等に関する情報を、許可なく第三者に開示・公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット上に監査情報等を掲載した（SNS、ブログ等） ■ 近隣からの苦情等が発生した場合に、迅速な対応、改善を行わない。 ■ （廃業等により）連絡が全くとれなくなった。 ■ 解体業の許可を有していることが確認できない。

※1 改善を求めた際に是正されても、当該違反が複数回発生した場合は、是正がないものと判断します。

※2 ハーフカット作業は、車上作動処理作業を実施してから行ってください。
（ハーフカット後に車上作動処理を行うことは安全上大変危険です。）

※ 使用済自動車について記載した例は、解体自動車についても同様に扱います。

作成：2009年10月1日
改訂：2010年6月1日
改訂：2013年10月1日
改訂：2019年9月1日